

大会名称：日建・レンタコムカップ 第22回全日本学生女子ヨット選手権大会
大会期日：平成25年9月20日（金）～ 平成25年9月23日（月）
共同主催：全日本学生ヨット連盟・中部学生ヨット連盟

帆走指示書

1. 規 則

- （1）本大会は『セーリング競技規則 2013-2016』（以下 RRS）に定義された規則を適用する。但しこれらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- （2）付則 P の『セール番号』を『エントリー番号』に置き換えて適用する。
- （3）本大会は「日本セーリング連盟規定」、現行の当該クラス規則及び国際 470 クラス学連申し合わせ事項、国際スナイプクラス学連申し合わせ事項を適用する。
- （4）SCIRA 規則公認レガッタの運営規則は適用しない。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- （1）帆走指示書の変更は、それが発効する当日のスタート予告信号予定時刻 60 分前までに公式掲示板に掲示される。
- （2）レース日程の変更は、それが発効する前日の 18 時までに公式掲示板に掲示される。

4. 陸上で発する信号

- （1）陸上で発せられる信号は大会本部前のポールに掲揚される。
- （2）D 旗が音響信号 1 声と共に掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。
艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。スタート予告信号は、D 旗掲揚 30 分以降に発する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに当該信号が適用される。
- （3）帆走指示書 5(1)に示された個別のレースに対して AP 旗は掲揚されない。
予告信号予定時刻の 30 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間に定めなく延期されている。

5. レースの日程

(1) レースの日程は次の通りとする。

9月21日	(土)	1日目の最初のレース	スタート予告信号予定時刻
		国際470クラス	13:00
		国際スナイプクラス	13:05
		以降のレースは随時行うものとする	

9月22日	(日)	2日目の最初のレース	スタート予告信号予定時刻
		国際470クラス	9:00
		国際スナイプクラス	9:05
		以降のレースは随時行うものとする	

9月23日	(月)	3日目の最初のレース	スタート予告信号予定時刻
		国際470クラス	9:00
		国際スナイプクラス	9:05
		以降のレースは随時行うものとする	

表彰式及びレセプションパーティーは9月23日に実施する。

(2) 本大会のレース数は、各クラス最大8レース、3レースをもって成立とする。

1日のレース数はレース委員会の裁量によるものとする。

(3) 各日程における各クラスの次のレースの予告信号は、それぞれ実施可能となれば、引き続き実施する。この場合、レース委員会信号艇は引き続き行なわれるレースの最初のクラスの予告信号の5分前以前に音響信号1声とともにオレンジ旗を掲揚し競技者に通知する。

次のクラスのスタートを連続して実施する場合は、次のクラスに対してオレンジ旗の掲揚は行わない。

(4) 9月21日、9月22日は15:31以降、23日は12:01以降に予告信号は発せられない。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
国際470クラス	470旗
国際スナイプクラス	スナイプ旗

7. レースエリア

添付Aに概ねのレースエリアの位置を示す。

8. コース

- (1) 添付Bの見取り図はレグ間の通過すべきマークの順序及びそれぞれのマークを通過すべき側を含むコースを示す。
- (2) スタートラインの中間点から最初のレグのおおよそのコンパス方位を予告信号以前にレース委員会信号艇に掲示する。

9. マーク

- (1) マーク 1、2、3 は、各数字入りの蛍光オレンジ色の円筒形ブイ、マーク 4 は 1 本の白色帯を有する黄色の円筒形ブイを使用する。
- (2) アウトサイドマーク、フィニッシングマークはオレンジ色の円筒形ブイを使用する。
- (3) マーク移動を行う場合、変更後のマークはオレンジ色の三角錐形ブイを使用する。

10. スタート

- (1) レースは以下の追加事項と、RRS26 に従いスタートさせる。
- (2) スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したマストと、ポートの端となるアウトサイドマークの間とする。
- (3) スタート予告信号の発せられていないクラスの艇はスタートラインから概ね 50m 以内の範囲及びコースサイドから離れ、すでにスタート予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。
- (4) スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは RRS A4. A11 を変更している。
- (5) RRS30. 3「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、又はレースがスタート信号後中止となった場合、黒色規則に違反した艇のエントリー番号をそのレースの次の予告信号以前にレース委員会運営艇の後部に掲示する。これは RRS30. 3 を変更している。

11. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にある青色旗を掲揚したレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚したポールとポートの端となるフィニッシングマークの間とする。

12. タイムリミット

先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問無しに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは RRS35、A4 及び A5 を変更している。

13. コースの短縮又は中止

RRS32. 1 以外に、レースを続行するに支障を来す風速の低下が発生した場合、レース委員会は「レースの中止」又は「コースの短縮」をする場合がある。

14. ペナルティー方式

RRS44.1、44.2に基づきペナルティーを履行した艇は、抗議締め切り時間内にプロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上プロテスト事務局へ提出しなければならない。

15. 抗議と救済の要求

- (1) 抗議及び救済は RRS61 及び RRS62 に基づきプロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上、当日の当該クラス最終レース終了後 60 分以内にプロテスト事務局へ提出しなければならない。これは RRS62.2 を変更している。但しプロテスト委員会の裁量によりこの時間を延長する場合がある。
- (2) レース委員会またはプロテスト委員会による RRS61.1(b)に基づく艇への抗議の通告は、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に提示される。これは RRS61.1(b)を変更している。
- (3) 当事者であるか、または証人として名前があげられて審問に関わっている競技者に通告するために抗議締め切り後 15 分以内に公式掲示板に公示を掲示する。審問はプロテスト委員会においてほぼ受付順に行う。
- (4) 帆走指示書 10(3)、13、17、18、19、20 の違反は艇による抗議と救済の要求の根拠とはならない。これは RRS60.1(a)を変更している。
これらの違反に対しては、プロテスト委員会の裁量によるペナルティー（失格を含む）が課せられることがある。
- (5) RRS66 に基づく「審問の再開」は、判決を通告された日の翌日の 9:00 までに限り求めることができる。但し、9 月 23 日に行われたレースについては、判決を通告されてから 15 分以内とする。これは RRS66 を変更している。

16. 得点

- (1) 本大会は RRS 付則 A 低得点方式を適用する。
- (2) 艇のシリーズ得点は、完了したレースが 5 レース以下の場合、全レースの合計得点とし、6 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

17. 安全規定

- (1) 出艇しようとする競技者は、当該クラスの予告信号予定時刻の 60 分前から 20 分前までの間に大会本部前に出される出艇・帰着表にサインをしてから出艇しなければならない。
- (2) 帰着した競技者は着艇後速やかに（レース委員会が正当な理由があると認めた場合その代理人）大会本部前出艇・帰着表にサインをしなければならない。記載はレース終了後（引き続きレースが行われた場合はそのレース終了後）60 分以内とする。但しこの時間はレース委員会の裁量により延長することがある。
- (3) 転覆その他の理由により帰着が遅れた場合には、その艇の関係者はその旨をレース委員会に速やかに届け出なければならない。
- (4) リタイアしようとする艇は、速やかにレースエリアを離れリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。競技者は帆走指示書 17(2)に従い帰着申告を行った後、速やかにレース委員会で入手できるリタイア報告書を提出しなければならない。
やむを得ず運営艇にリタイアの旨を伝える事が出来なかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。

- (5) レース委員会は艇が帆走不可能もしくは危険な状態にあると判断した場合にはその艇にリタイアを勧告することがある。
- (6) 競技者は離岸から着艇まで一時的な着脱を除き、適正な個人用浮力装置を着用していなければならない。

18. 競技者の交代と装備の交換

- (1) 競技者は各日の最初のレースの乗員を所定の用紙に記入の上、帆走指示書 17(1) と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (2) 当日の 2 レース目以降海上で競技者の交代をする場合は、口頭でレース委員会艇に確認を受けなければならない。この場合所定の用紙に記入の上、帆走指示書 17(2) と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (3) 各クラスともヘルムスマンの変更はできない。
- (4) 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。

19. 支援艇・応援艇

- (1) 出艇しようとする支援艇・応援艇の艇長は、大会陸上本部前の支援艇・応援艇申告受付にて出艇・帰着申告に署名しなければならない。
- (2) 出艇申告は、各日の最初にスタートするクラスの D 旗掲揚 20 分後より受け付けられる。帰着申告は、当日の最終レース終了後 60 分以内に行わなければならない。
- (3) 各チームの支援艇・応援艇はレース艇、レース委員会艇及びプロテスト委員会艇の運航を妨げてはならない。
- (4) 最初にスタートするクラスの予告信号予定時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が中止の信号を発するまで、各マークを結んでできる多角形の各辺から外側に概ね 100m 隔てた平行線で囲まれるエリア内に進入してはならない。さらに全てのレース艇から概ね 100m 以上の距離を隔てて航行しなければならない。
- (5) 支援艇・応援艇は出艇から帰着するまでの間、常に主催者が用意したピンク旗を掲揚しなければならない。
- (6) 引き続きレースが行われる場合、前のレースの終了から次のレースの予告信号が発せられるまでの間、競技者に対して指示 19(4) のエリアの外で物品や飲食物、ごみの授受支援を行ってもよい。
- (7) 海陽ヨットハーバー内では人員の移乗、物品の積載にまつわる短時間を除き、栈橋を使用してはならない。
- (8) 天候状況によりレース委員会から各支援艇・応援艇に対してレース艇への救助要請を行う場合、レース委員会艇に「グリーン旗」を掲揚する。この時には指示 19(4) は適用されない。
- (9) 指示 19 に対する違反、又はレース委員会艇からの指示に従わなかった支援艇・応援艇に対しては、以降出艇を許可しない。又、当該支援艇・応援艇に関わる艇に対して、プロテスト委員会の裁量によるペナルティーが科せられる場合がある。

20. 無線通信

レース艇、応援艇、観覧艇は、レース中無線通信を行ってはならない。また全ての艇が利用できない無線通信を傍受してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

21. 賞

レース公示とおり、賞を与える。

2 2. 責任の不認

- (1) 競技者は、自分自身の責任において本大会参加している。RRS4「レースをすることの決定」を参照されたい。
- (2) 主催団体は、本大会前、本大会中、本大会後に関連して受けた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

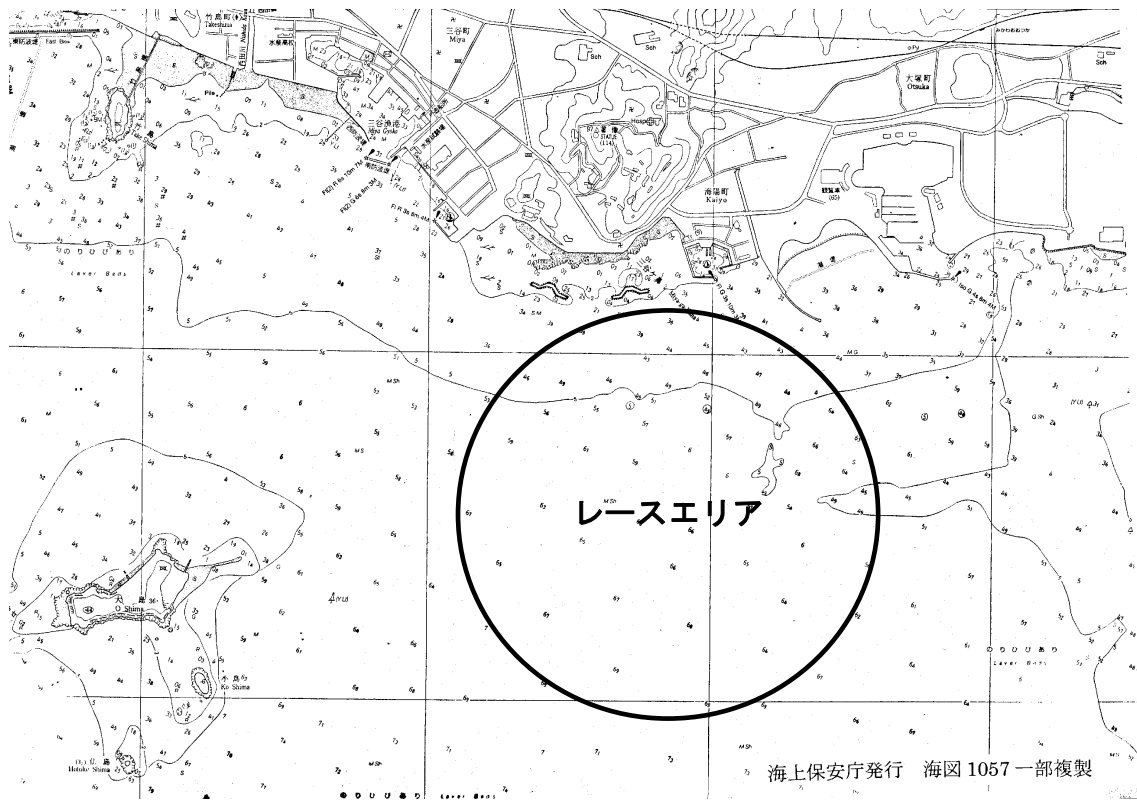
2 3. 大会期間中の選手の肖像権

本大会期間中の、艇、選手に関連する写真、ビデオ等の全ての著作物、映像に関する権利は主催団体に帰属する。また、ホームページ等に掲載されることがある。

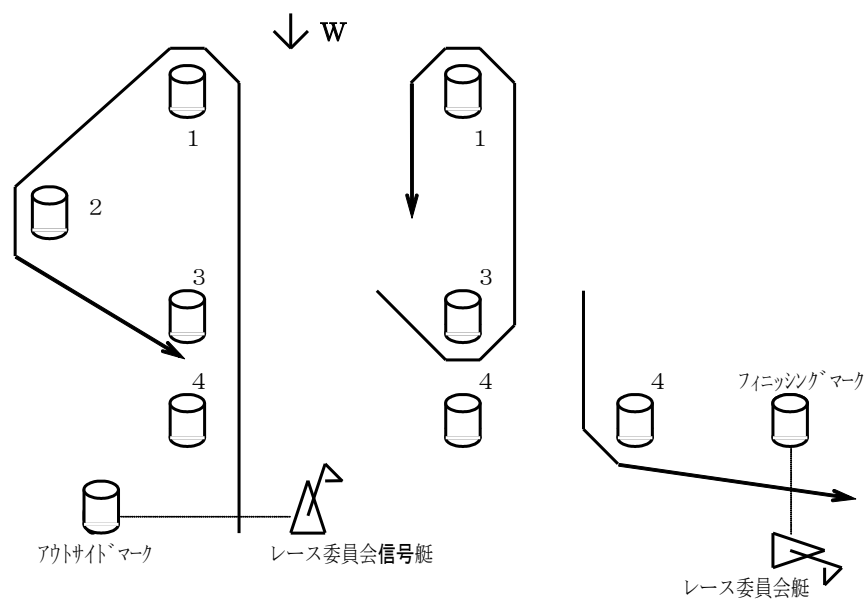
2 4. その他

本大会（レース公示、帆走指示書及びその他レース）に関する事項について疑義が生じた場合はレース委員会が裁量するものとする。

添付A : レースエリア



添付B : コース見取り図



(S - 1 - 2 - 3 - 1 - 4 - F)